

測定方法（モニタリングシステムの概要）

1 はじめに

沖縄県は、昭和58年3月に那覇空港周辺地域、昭和63年2月に嘉手納・普天間飛行場周辺地域について航空機騒音に係る環境基準の地域類型をあてはめる地域の指定を行い、航空機騒音の監視測定を行っている。

平成15年度末現在、3飛行場周辺に周辺市・町の測定局を含め28測定局（表1）を設置しており、その内訳は嘉手納飛行場周辺で15局、普天間飛行場周辺で9局、那覇空港周辺で4局である（図1）。

平成9年3月からは、航空機騒音自動監視測定システム（図2）の導入を推進し、現在、飛行場周辺市・町の測定局を含め23局が電話回線により測定本部（環境保全課内）とオンライン化されている（図3）。本システムは、航空機騒音識別センサーを内蔵しており、航空機が発する騒音値と電波（トランスポンダ信号）を同時に観測することにより航空機騒音の判別を行う。

本報告書は、自動監視測定システムにより集計処理されたデータ及び周辺市・町の集計データを取りまとめたものである。

2 騒音の測定方法及びデータ処理について

(1) 測定方法

オンライン化されている測定局（県管理19局、沖縄市管理1局、宜野湾市管理1局、北谷町管理2局）

測定装置

- ・航空機騒音自動測定装置 DL-80/R（日東紡音響エンジニアリング(株)製）

測定条件

- ・騒音値が暗騒音レベル（環境騒音）より10dB(A)以上大きいもの（喜屋武局はシキイ値を70dBに固定）
- ・騒音が5秒以上継続するもの
- ・航空機騒音識別センサーにより、航空機が発したトランスポンダ応答信号電波を受信したもの

その他の測定局

ア 嘉手納町管理測定局（3局）

測定器

- ・環境騒音測定機 NA-35型（リオン(株)製）

測定条件

- ・シキイ値：70dB
- ・継続時間：5秒
- ・識別装置：上空音識別

イ 具志川市管理測定局（1局）、浦添市管理測定局（1局）

測定器

- ・環境騒音測定機 NA-33型（リオン(株)製）

測定条件

- ・シキイ値：70dB
- ・継続時間：5秒
- ・識別装置：なし

(2) データの処理について

各測定局で取り込まれたデータは、1日1回、夜間に電話回線を使用して自動的に測定本部へ送信され、日報として集計処理される。また、週報、月報として集計し、オンライン化している各測定局管理者へ速報値として集計データの提供を行っている。

平成10年度から平成14年度までの報告書では、オンライン化測定局における測定条件を「騒音値が暗騒音レベル（環境騒音）をおよそ+5～10dB(A)超えるもの」としていたが、騒音測定集計システムの変更により、平成15年度から「騒音値が暗騒音レベル（環境騒音）より10dB(A)以上大きいもの」とした。

また、本報告書で用いられる平成9年度から平成14年度までの過去のデータについても、「騒音値が暗騒音レベル（環境騒音）より10dB(A)大きいもの」として再計算した。

なお、再計算後のWECPNLに大きな変化はない。